

美濃国竜泰寺所蔵の門参資料について (中)

石川力山

一

本誌前号において、美濃国（岐阜県）関市竜泰寺に所蔵される、中世禅籍抄物資料のうち、四種の門参資料についてこれを取り上げ、二点については既に検討を加えた⁽¹⁾。その一は、竜泰寺に伝承されたと見られる、種々の儀規に関する口伝を記録した、切紙の類を集めて一本に編集したと見られる『仏家一大事夜話』であり、その二は、竜泰寺と同じ了庵派の中の無極派であるが、泰叟妙康（一四〇六―一四八五）の系統に伝承された、『補陀寺本参為末世記処』という、上州（群馬県）松井田補陀寺系の門参資料である。

今回は、さらに、竜泰寺所蔵の他の門参資料について考察しようと思うわけであるが、本論では、『宗門之一大事因縁』という標題を持つ、全体四十紙からなる門参資料について考えてみたい。

すでに述べたように、前号で考察した『仏家一大事夜話』は、元来は個別的な各種の切紙類が、後に一緒に集められ、冊子に集大成されて、門参資料としての扱いを受けるにいたったものと見られるもので、公案参得のための、門派独自の参禅の要訣という、門参の第一義的、原初的意味から見たら、多少異質なものであった。また、『補陀寺本参為末世記処』については、これは文字通りの門参資料で、公案参得のための師資の問答の仕方から、起居動作の方法まで記したものであり、了庵慧明（一三三七―一四一一）・無極慧徹（一三五〇―一四三〇）・月江正文（一四六二）という、竜泰寺の世系に連なる諸師の参語も引用されるが、泰叟好康・天庵玄彰・雲岡舜徳・喜州玄欣・川叟存穎・日州延守・徳翁芳隆等の、補陀寺歴代住持の参語が伝承された跡を物語る門参で、純粹な意味では、竜泰寺の門参とは伝承を異にするものである。その点、本論で考察する『宗門之一大事因縁』は、まさしく

竜泰寺に伝承された門参資料である。

二

『宗門之一大事因縁』についての書誌的概説は、前号において既に簡単ではあるが触れているので、本稿では、まずこの門参資料の伝承過程について検討したい。

さて、『宗門之一大事因縁』の本文の末尾には、左記のような識語が存する。

無極惠徹在判

附与月江正文首座

華叟蔓代々、技深付与正桃、々々付与正仙、々々付与正芳、々々付与文的畢、

祥雲山竜泰寺夜参盤之終也、

皆慶長十二年丁未小春吉辰

(花押)
(38ウ) (39オ)

この『宗門之一大事因縁』の編者・書写者については、同じ慶長十二年(一六〇七)の識語を有する、竜泰寺所蔵の他のもう一種の門参の表紙に、

祥雲山竜泰禅寺

門徒秘参 全

門徒秘参也

中岩(花押)

とあり、両本に用いられている花押は、全く同一人のものと認められ、筆跡も同一なので、『宗門之一大事因縁』『祥雲山

竜泰禅寺門徒秘参』ともに、竜泰寺十五世中岩正的(一六一二)の編集書写本と見てよい。また『宗門之一大事因縁』の識語に存する「文的」という人については、竜泰寺の住持は、代々諱に「正」という通字を系字として用いる慣習があるので、中岩正的と同一人と見てよい。ただ、ここで問題となるのは、この『宗門之一大事因縁』の識語にうかがわれる、伝授相承の次第順序についてである。

そもそも、竜泰寺住持職は、開山華叟正蔓(一四二一)一四八二)以来、現在に至るまで、華叟派下の法孫が一流相統してきた寺院であり、特に二十二世大光正恩(一七〇八)までは、一師より一資へ、人法・伽藍法一体で付法相統されてきたとされる。しかし、この『宗門之一大事因縁』という門参資料が伝える伝授相承は、竜泰寺の伝承とは多少趣を異にしている。竜泰寺の世代と、『宗門之一大事因縁』の伝授相承に名を連ねている諸師を列記すると次のようになる。(○印は『宗門之一大事因縁』の相承に名を連ねる人。)

○開山華叟正蔓(一四二一)一四八二)

二世絶峰祖裔(一五〇二)

三世乾叟禅亨(一五〇九)

四世大室祖圭(一五一五)

五世蘭如從賀(一五三五)

六世林叟正芳(一五四五)

○七世枝深正孫（一五七六）

八世大円正密（一五六〇）

九世光山正玄（一五七八）

十世梅翁正嶺（一五八九）

○十一世大洞正桃（一六〇五）

十二世大建正巨（一六一四）

○十三世彭山正僊（一六一〇）

○十四世蘭室正芳（一六二二）

○十五世中巖文的（一六二二）

十六世朝国正補（一六三二）

（以下略）

門參は、中世においては、一種の印可証明の助証として、曹洞宗では、嗣書等の三物と一諸に、室内で秘密裡に伝授相承されることをたてまえとするもので、その意味から言え、『宗門之一大事因縁』についても、その相承の次第が、そのまま師資の嗣法の次第となるはずである。

ところで、竜泰寺の室内では、三物や門参類の伝授相承のほかにも、別に伝承されるものがある。それは『太陽明安大師十八般妙語』である。竜泰寺所蔵の『無極由緒一覽記』と題する書の中の「第二十二濃州竜泰寺由緒証拠之品々」の項に、

一警玄和尚託浮山遠公附投子青和尚十八般之妙語、道楷和尚編集

美濃国竜泰寺所蔵の門参資料について（中）（石川）

之物一卷、

右無極派一子相承代々嫡子一人伝附之法物也、華叟一人伝焉、餘人無伝授、云云、

（47オウウ）

とあり、また同じく竜泰寺所蔵の『任職肝銘記』にも、

郢州大陽開山明安大師一十八般妙語勝句秘訣函、

先師梁山縁觀和尚付某甲警玄也、吾又待法器者也、汝能護

持、授青鷄子、吾宗至渠、挑悟火、而伝無尺燈、去在、以

頂相皮履布直綴十八般妙語、寄汝、須待渠來儀、矣、偈云、

陽広山頭草、依君待煨燉、

異苗繁茂、処密々固靈根、

又云、得法者潛衆十年、応宣揚法、遠和尚受此等伝書、作礼而去、

（41オウウ）

とあるように、竜泰寺室内の師資相承の書であったことが知られる。そして、竜泰寺には現在も、

前竜泰六世正孫、示竜門正桃伝附既畢

皆元龜参季壬申林鐘初六日

（11ウ）

という、元龜三年（一五七二）の卷末識語をもつ、『太陽明安大師十八般妙語』が所蔵されており、本文の

此旨不有青原一人、自曹溪在合血之因縁、得之也、故盧公

之曰、尋思去也、殊知曹溪骨脈只在吾家、紹_二仏之惠命、皆各著_二清淨衣、坐_二莊嚴床、応_レ伝_二此書、秘密可授之所以者何、千聖万劫難聴、切忌属_二流布他見_一矣、道塔_レ記_二此書、如是伝付而塔付子淳也、子淳付清了也、清了付宝珏也、宝珏付智鑑也、智鑑付如淨也、如淨付道元也、道元付_(脱カ)壞_(カ)樊也、壞_(カ)樊付義介也、_(介脱カ)義付紹瑾也、紹瑾付紹碩也、紹碩、

(7ウ)8オ)

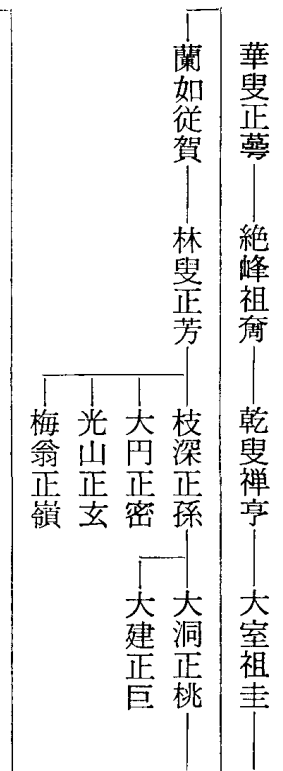
という伝授相承の記録に附記して、

付寂盞也、寂盞付恵明也、恵明付恵徹也、恵徹付正文也、正文付正岳也、正岳付正齋也、正齋付正亨也、正亨_(付脱カ)正嘉也、正賀付正芳也、正芳付正孫也、正孫付正桃也、正桃、

(8オ)

という相承次第が記されている。この『大陽明安大師十八般妙語』の相承も、竜泰寺世代の次第とは異なる、枝深正孫―大洞正桃の師資相承を明記している。このことはまた、『宗門之一大事因縁』の相承次第の妥当性を裏付けることにもなる。

中世曹洞宗における人法と伽藍法とは、極めて曖昧な関係にあり、その実態を探る資料は極めて乏しい。しかし、竜泰寺の場合、極めて消極的、部分的事例ではあるが、門参資料の伝授相承の次第を手がかりとして、人法の実態を次のように推定することが可能ではなからうか。



ただし、竜泰寺所蔵の『大陽明安大師十八般妙語』の識語に、「前竜泰六世正孫」とあることには、問題が残る。竜泰寺の伝承では、枝深正孫は七世であり、六世は林叟正芳である。この識語は正孫の自筆と見なされるので、元龜三年の頃には正孫は竜泰寺六世と目されていたものと思われる。後になって、嗣法の次第と、伽藍相承の歴代住寺の次第とは一致しなければならぬとする立場が要請されて、正孫に至る間の誰かが、竜泰寺住持として新たに迎えられたのではなからうか。⁽⁴⁾

門参の伝授相承を手がかりとして、中世における人法の実態を、多少とも是正し得ることができるとしても、それは、中世禅籍抄物資料、なかんずく、門参資料が中世禅宗史研究に果し得る役割としては、極めて副次的なものである。しかし、いずれにしても、『宗門之一大事因縁』が、正しく竜泰寺室中に伝承された門参資料であることが明らかになった。次に、この門参資料としての『宗門之一大事因縁』について

て、若干の問題提起をしておきたい。

三

竜泰寺所蔵の『宗門之一大事因縁』の冒頭に、次のようにある。

曹洞宗乗者石頭一派出タソ、我カ先祖達磨円覚大師ヨリ、第六世恵能大師、五祖ノ弘忍於_テ会_ニ禪_ニ確_ニ旁_ニ行者トナル、昼夜此事ヲ拈得ノ喫茶喫飯ノ隙ニダモサシヲク_ヲナシ、工夫順熟ノ自然ニ根本智ニ透入ス、透入シタト云テ、凡境ヲ打破シテ透入スルニアラス、ソツトモ境界ヲ損ザ、ズ心智ニ当得ス、心智ト者ハ不善不思惡本来ノ面目ヨ、青原既_ニ得_ニ此_ニ旨_ニ、六祖々紹ク、石頭ハ又青原に承嗣ス、其ノ流レヲ扱_ル宗旨ナ呈_ス、毫髪モ違却スベカラズ、_齏郎当ニ参スル禅者ワ、吾ガ宗旨ニハ依テモツカヌ_ト夏_ヨ、宗旨綿々密々深々沈々タル唱ヲスベキ者ワ、平生ノ行迹平生ノ言語或ハ乱喝胡喝モ、盲枷瞎棒、_タグイ、_アテ取ルベカラズ、山ヲ抜キ、_カイ鼎_ヲ抜キ、大海ヲ折翻シ、五須弥ヲ躍倒スル底ノ手段モ、平生喫茶喫飯ノ上ニモ有ルベシ、アナガチ拳_ヲ握テ脇下ヲ築キ、足ヲ擡ゲテ劈面ニ来タシ、或ハ威ヲ振テ喝シ、或ハ威ヲ振テ棒ス、大クハ邪魔ノ眷属タルベシ、古人万ガ一如_レ此_ノ見解ヲ具スルヲモ、日本初祖永平道元和尚、深ク是レヲナジル、況ヤ後学末代ノ沙門、餘智不忘不_レ脱_ニ識智_ハ、徒如_レ此_ノ見解ヲナサバ、入_ニ地獄_ニ如_レ箭_ヲナランノミナラズ、正法ヲ喪_ルン者也、末世濁乱ノ末エニ生ル根器如_レ夢幻_ニナラン者ハ、

美濃国竜泰寺所蔵の門参資料について(中) (石川)

只古人ノ旧規ヲ守テ坐禅シ、十二時中此ノ夏ヲ会トメ身心脱落スベシ、身心既ニ脱落シツレバ、向上向下中道五位君臣徧正回互尽ク通貫セスト云_フ無、故ニ永平和尚於_テ天童_ニ此ノ身心ヲ脱落ス已前ニ建仁開山_ハ徹和尚ニ参_ル、已後渡唐ノ時キ、弟子明全和尚ヲ拜_シ既_ニ血合嗣法ノ旨_ヲ子其ノカリレ無シ、雖_レ然未_レ身心不_ニ脱落_ニレバコソ於_テ天童山_ニ打眠_ノ次ニハ、脱落ノ時節ニ相イマシ_ノツラウ、只タ見ミタル_ハ聞イタル_ハ少シ子ヘシケナリ共、常_ニ肩ヲシツメテ外塵ニフケラスンバ、一度ビ出期ノ時節アルベシ、第一此ノ身心脱落ヲ可_レ参_ル者也、古人ノ云、三世心尽表裡情忘、真常体霧即如々仏ト、此一句ニ三位ガ走ゾ、参禅分明ナラズ、吾宗ノ種草トナルニタエタリ、然_ル百千_ノ公案ヲ透過_スノ師資互ニ受_テ衣鉢_ト、一大夏ヲ印ス、是ヲ種草トナルニタエタリト云_ク、然後チ十年五歳長養ノ工夫順熟_ス、此ノ夜参ノ大因縁ヲ可_レ令_レ参_ル見_ル者也、夜参ト者ハ、日本ニ云_ク処ノ語、陞堂、上堂ノアル則ンバ小参アリ、晚参アリ、日本ニモ此旨ハアリトイエドモ、靈和尚老後迄此旨ヲ不_ニ許_ス給_ハ、御遷午ノ砌、於_テ青原山永沢寺_ニ行初玉_ヲエリ、然_ルハ陞堂、上堂無_レ之間、一拶ト号シ、朝参ト名、晚参ヲ号_シ夜参ト云、此大法ハ嗣法伝底ノ法師、第一人ニ可_レ付者也、然間、自餘此旨ヲ不_ニ許_ス玉_ト、最乗開山了庵和尚一人付シ玉ヘリ、其ノ餘ノ九派ハ傍出也、了庵モ又々如此ナルベシ、夜参ト者ハ密語也、陰法ヲ云也、朝参ト者ハ顯也、陽法也、陰陽ニ比シタト云テ、陰氣陽光属シタトミベカラズ、其ノ言ヲ借也、朝参ハ顯法ナルガ故ニ、時々回互ノ幾_ヲ可_レ有、夜参ト者ハ密語ナル呈ニ、時々不回互ノ幾アルベシ、只サシヲカ

ズ、此ノ書ヲミテ工夫領解スベキ者也、転凡入聖用之一転凡入聖ノ格、ドレモ転凡入聖ニワハズレマジキナレドモ、句ノ骨格ヲ云ベキ為ニ如此也、

（1オ）2ウ）

この冒頭の一文は、通幻派における夜参と朝参の起源、及びその概説がなされている箇所であるが、同時に全体の序文に相当する役割を果しており、また、多くの問題提起をなしてくれる。

すでに述べたように、門参の内容とは、公案参得のための、室内参禅の方法を記したものであり、それはしばしば問答体で記され、また前号で紹介した『補陀寺本参為末世記処』のように、学人が室内の参禅の場合、師家に対して、齒を鳴らしたり、昼や手を打って音を出したり、さらに⁵⁾ 弘拳棒喝を弄することは常套の事例である。しかし、この『宗門之一大事因縁』の序文によれば、自らが永平道元の児孫であるという深い認識自覚が前提となっている。そして、弘拳棒喝を弄する禅者は邪魔の眷属であるとされ、乱喝胡喝、盲枷瞎棒の類はすべてこれを用いてはならないとするのである。しかも、たとえば、六祖慧能は五祖弘忍の会下で、碓房行者となり、昼夜に此の事、すなわち一大事因縁を拈得して喫茶喫飯にも怠ることなく、ついに工夫純熟して自然に根本智に透入したというが、透入したといっても、それは凡夫の境界を

打破して聖人の境界に透入したというのではなく、従来の境界をそのままに、不思議不思議の本来の面目の心智に当得したのだという。さらに、末世濁乱の世に生まれた下根劣器の者は、古人の旧規を守って坐禅に専念し、十二時中この事を会として身心脱落すべきであるとすすめるが、このような主張は、門参資料の体裁としてははなはだ異例である。むしろ、公案話頭の拈弄をしりぞけて、本証妙修、祇管打坐を標榜する道元の主張に近い。

ところで、従来、道元の禅の特徴は、『正法眼蔵』（四禅比丘）において、見性という語があることにより『六祖壇経』を慧能の言句ではないと断じたことに象徴されるように、公案話頭を拈じて見性開悟を期待する看話禅とは、根本的に異なる、黙照禅の伝統に連なる、しかも独自の日本の展開を遂げた禅としてとらえられている。しかし、道元の親撰であることが立証された、『真字正法眼蔵』という公案集の存在や、『永平広録』に見られる、公案話頭の工夫をすすめたと解される記載などによれば、⁶⁾ 道元の禅は、必ずしも公案禅否定だけの面からのみでは、充分に理解されないように思われる。鏡島元隆博士は、道元も帰朝後の一時期は学人になお公案話頭の工夫を勧めていたが、これがやがて「現成公案」という意味での公案の語の扱い方に展開転化して行ったと推測される。⁷⁾ 道元の師如浄にも、会下の者達に公案の工夫をすすめた

形跡がうかがわれるとされるので、その意味では、如浄から道元へと流れる宋朝禪の伝統は、決して脈絡が無いわけではなく、道元禪の宋朝禪からの脱皮訣別、乃至宋朝禪の超克という問題は、むしろ道元の生涯を通じての思想的展開の中で究明されるべき課題であろう。

ともかくも、結論的に道元禪の本質からは、公案話頭の拈弄をもって能事了れりとする、看話禪公案禪の伝統は払拭されたが、中世を通じて、道元下の曹洞宗では、再び公案禪が採用され、臨濟宗の公案禪の実態を伝える密参録となら異なることのない門参が、各派を通じて多数出現することになる。これらの門参類が発生するのがいつ頃からは判然としないが、『宗門之一大事因縁』は、そうした禅風へ移行してゆく過程に於て出現し、伝承された、門参の初期の形態を考へる上で貴重な示唆を与えてくれる文献である。内容が、たとえば趙州無字等の特定の公案に対する下語・著語というよりも、代語あるいは代語抄的性格を備えていることも、その理由の一である。

また、この冒頭の文では、朝参・夜参の発生についても、その起源を述べているが、特に夜参の発生について、注目すべき記事が見られる。すなわち、「夜参ト者ハ、日本ニ云処ノ語、陞堂、上堂ノアル則ンバ、小参アリ、晩参アリ、日本ニモ此旨ハアリトイエドモ、靈和尚老後迄此旨ヲ不ニ許給」

とあるように、夜参とは、日本においてはじめてあらわれたものであるという。小参や晩参については、『禅苑清規』巻二小参に、

五日陞堂激揚宗旨、三八念誦報答竜神。請益玄言、発明今古。小参家訓綱紀叢林。夫小参之法、初夜鐘鳴、寢堂設位。集知事徒衆、賓主問酬並同早参。〔曹全〕清規、八七八頁〕とあり、また同巻二迎接に、

近上尊宿入院、預先集衆門首相迎。〔中略〕当日晩参、次日陞堂、置食特為。〔同前、八八一頁〕

とあるように、陞堂や上堂が、公式の場において第一義諦を登壇説法するのに対して、小参や晩参は、方丈や寢堂で行われる、委曲を尽して、個人的な質疑に対し応答したものであった。しかし、通幻寂靈（一三三二～一三九一）は、老後に至るまでこの小参や晩参を許さなかったというのである。そして、「御遷化ノ砌、於青原山永沢寺一行初玉エリ、然陞堂、上堂無之間、一拶ト号朝参ト名、晩参ヲ号夜参ト云、此大法嗣法伝底ノ法師、第一人ニ可付者也、然間、自餘此旨ヲ不ニ許玉」とあるように、朝参と夜参の発生について述べるが、この場合の夜参とは、単なる日常における宗義に関する質疑応答ではなく、室内の嗣法伝法の様相を彷彿させる。

そもそも、道元下の日本曹洞宗における公案禪の援用については、従来、瑩山紹瑾（一二六八～一三二五）や峨山紹頌（一

二七五(一三六五)の頃からと一般に見られている。確かに瑩山には、『秘密正法眼蔵』という、十則の公案に対する拈提語があり、⁽⁸⁾峨山には、五位説等の機関禪の導入や、各種の機関の語に対する下語、⁽⁹⁾および、古来室中で「前八句」と呼ばれて、しばしば著語がなされた、宏智正覚の『天童小参録』の八句の頌に対する下語が数種伝承されていることなどからすれば、⁽¹⁰⁾瑩山・峨山の時代に、中世曹洞宗の公案禅採用の端緒が求められるのも、一部首肯できるかもしれない。しかし、瑩山の『秘密正法眼蔵』にしても、また峨山の各種の下語類にしても、いずれも文献的に問題が残されている宗典であり、これだけを根拠にして、瑩山や峨山の時代に、すでに室中において参禅点検がなされていたと判断することは早計に過ぎる気がする。今日発見されている多くの門参類は、通幻派の中の了庵派や、太源派の中の如仲派の室中に集中している。⁽¹¹⁾もちろん、了庵派や如仲派以外でも、たとえば、寂円派にも、『永平寺三十四話本参』⁽¹²⁾あるいは『南谷老師三十四関』⁽¹³⁾と呼ばれるものなどが伝承されており、各派おしなべて、中世曹洞宗において、公案看話の禅が盛んであったことは明らかである。一方、その起源や、今日見られるような各種の門参資料の形態をとるに至るまでの発展経過については、さらに詳細な検討が必要と思われる。

竜泰寺所蔵の『宗門之一大事因縁』の記載によれば、事実

か否かの検討課題は残るとしても、前記のような室内参禅や付法相承を思わせるような秘密伝授的夜参のあり方は、通幻が最晩年に至るまでこれを許さなかったとされており、従って、この資料によるかぎり、通幻派における門参の発生は、通幻の晩年以後ということになる。ただし、このような記述は、「最乗寺開山了庵和尚一人付シ玉ヘリ、其ノ餘ノ九派ハ傍出也」とあるように、通幻派の中で了庵派のみが正系であり、他の九派は傍出であるとする主張のための伏線と見ることも可能である。しかし、「夜参ト者密語也、陰法ヲ云也、朝参ト者顯也、陽法也、陰陽ニ比シタト云テ、陰氣陽光属シタトミベカラズ、其ノ言ヲ借也、朝参ハ顯法ナルガ故ニ時々回互ノ幾可有、夜参ト者密語ナル呈ニ時々不回互ノ幾アルベシ」とあり、夜参と朝参を、密語と顯法、不回互と回互に対応させ、明確に区別させて解説がなされており、夜参のやり方が、次第に秘密伝授の形をとるようになり、やがてこれがまとめられて門参となってゆくことを暗示してはいないであらうか。本文においても、夜参と朝参に対する意識が明らかに異なっていることが看取される。次に、本文について、この朝参と夜参の扱いを中心にして見てみる。

四

『宗門之一大事因縁』の本文は、四賓主、四照用、君臣五

位、曹山三種墮、王子五位などによる各種機関の項目を出し、これについての参じ方を示しているが、まず、各項目名と、朝参・夜参の区別が記されているものについて、これを抜書してみる。また、夜参には「可_レ秘_{々々}」という語が、極めて重要な意味をもって附記されることがあるので、この「可_レ秘_{々々}」の語が出てくるものについても、併せて掲げておく。

(1)案山點頭(2ウ)

サテ朝参ニ此透ヲ何ントハタラカサウズゾナレバ、各々ノウテ程ヨ、(3オ)

(2)白雲功尽青山秀(4オ)

朝参ニモ此透ハアツカイニクイゾ、マギレ_レガアルゾ、先達モ如_レ此被_レ仰_レテ走_レゾ、位裡ニ不能_レ収_レ之旨、(5オ)

(3)二透初、人境双忘之筋目(5ウ)

(4)照用双忘之透(6ウ)

サテ吾家ノ夜参ニ用ル則ンバ、昭用ノ功ヲ千仏ノ功勲トス、千仏ノ知功照用尽ク忘ノ平々タン_クタル処ニ、若シ千仏ガツラヲ出シタラウニハ、何ンデモ無いヨ、如_レ是ミレバ、此境界ニハ人モナク境モ存せヌゾ、今破テ見タ_レデハ無シ、朝参ノアツカイニ説在リ、経文ノ筋目一スジメ、此レモ修証ニソウゾ、(6

ウ)7オ)

(5)臣主双忘之筋目(7オ)

此ノ透ハ朝参ニワハタラカスベキ様無_レ之、(7ウ)

(6)三透之始、当頭之筋目(7ウ)

朝参ヲ別ニ細密ナル_レテナキ程ニ、注解スルニ不及、乍去、当ニ三位アル旨ヲ以見ベシ、類話多在リ、(8オ)

(7)当頭不犯之筋目(8オ)

是ハ回互ノ幾也、可_レ秘_{々々}、方来ノ客ヲメ、謂ル将ニキカシムル_レナカレ、如_レ此少_ク着_レ述ヲ以綿密ノ宗風トシタゾ、(8ウ)

(8)正当位筋目(8ウ)

朝参ニアツカイワ、品_ナク様々也、(9オ)

(9)法眼宗ノ一透、当位即妙筋目(9オ)

或ハ家ノ夜参ニ取テ見ル則ンバ、其ノ句面ハ一点モ用ニ入ラス、(9ウ)

法眼宗ハ三ツガ一透也、未挙揚箭鋒機掣電機、此旨ヲ

以テ朝参ニハ可_レ用歟、三段ガ何レモ此心持ナル間、

メイ_クニハ不_レ注也、(10オ)

(10)正当不点之旨(10オ)

鳳凰ト云テ法王ヲヒビカス也、鷓鴣ト云テ這箇ヲヒビカス也、此ノ対ヲ以テ此透ヲ用ユ、可_レ秘_{々々}、瑠璃壺

中妙薬トハ、知不到也、知不到ニ用ル時ノ句面ハ、表裡キラリトノガエイ無キガ故也、妙薬トハ那主ヲサス、可レ秘々々、銀碗裡一雪、此ノ句ノ上ニ那時ハミエヌゾ、如レ是云処ニ儼然タゾ、是ハ朝參コブシニ似タレドモ、先達如レ是見セラルル故ニ如是注脚ス、(10オ)ウ)

(11) 本有天然主下改之旨 (10ウ)

此ノ透ヲ綿密ニ行ウベキ者ナリ、可レ秘々々、(10ウ)

(12) 六祖道底之筋目 (10ウ)

日用不知トハ、飯ヲクイ釣ヲ垂レ、魚ヲウル上ニモ、不思善不思惡ノ正当本来ノ面目ハ有レ共不知也、不知却親イトハ是也、可レ秘々々、(10ウ)

(13) 墮之筋目 (11オ)

(14) 尊貴之筋目 (11オ)

(15) 三透絲毫未挙揚之旨 (11オ)

(16) 独之筋目 (11ウ)

(17) 王化普通之旨 (12オ)

縦横——化、高キヲモ下キヲモ偏ク王化ヲ施ス程ニ、社妙展タデワ走エ、去テ社王化普通之旨トハ云タレ、以ニ此旨ニ是ヲ見バ、尤モ可ナリ、可レ秘々々、(12ウ)

(18) 对带之透 (12ウ)

古人ニ錯リナシ、今人物ヲ度量工夫ノ功薄キニ依テ、

(19) 兼带之透 (14オ)

魚魯ノ誤リ有レ之、深ク勘カヘベシ、子細ニ可ニ句ヲ会ニ朝參ニ用ヒヌ如レ此通処ノアツカイ、是レ最親切也、可レ秘々々、(13ウ)14オ)

点与不点ト一致ニ叶合ノ、兼带トコレヲ号ス、故ニ当派ニ当派ニ三位ヲ参スルニ、不転ヲ転処ノ後ニ参セシム、此ノ謂乎也、一大夏ノ折角也、可レ秘々々、(14オ)

大陽門——陽ニ陰ヲ带、明月堂——陰ニ陽ヲ兼ヌ、此レワ少サカシマナ様ナレ共、如レ是不レ苦、只此ノ透ヲバ、正位雖正——正ト云句ヲ基トシ、句ヲシラブレシ、此レ夜参ノ秘術也、可レ秘々々、(14ウ)

(20) 双带之透 (14ウ)

夜参大法句々文々ニ有ニ秘密、一々ニ注ニ解之、最頭ニ如ニ宣説、只平生ノ行跡疎行ニ、言語猿藉ナラバ、是ナリ共不是ナルベシ、只言語ノ品ナ句中ノ和キ最モ簡要也、只身心脱落ノ眼ヲ以テ此ヲ見透ス、(中略) 況ヤ牙郎当ニ胡喝ノ、身心忽々タラン者、万劫千聖深密ノ旨難レ明、アイカマイテ此旨ヲ以テ常ニ坐ヲタシナミ、定ヲ守テ、幽遠ニ到可ニ徹底相應ニ者也、一大事、可レ秘々々、(14ウ)15ウ)

私云、四関ハ転凡入聖ノ透ニ合スル也、七去ヲモ二透ニ夜参ニ合スル也、(16オ)

南泉道底ノ夜参一透、心不是仏知不是道云心。ハ、心ワ心、仏ハ仏、智ハ智、道ハ道、終ニ改ヌゾ、法眼宗ノ、自己坐底坐——承当スト同意也、(16ウ)

(2) 愁人之透九頭 (17オ)

終イニ肯ヌゾ時キ中の不忘トツ、イタゾ、末ト爰ワマギル、羊ナガ、譚訛可有、大夏ノ折角也、可レ秘々々、(18ウ)

手把過頭杖、逢春点異花、云心ハ、ヲホロくトシタニ仍テ、桜ノ花ヲ鶏頭華ト見也、可レ秘々々、(19オ)

以上に掲げた、「朝参」「夜参」及び「可レ秘々々」の語を有する箇所を通観するなら、これらの語が極めて体系的に用いられていることは明らかで、決して無秩序に羅列されているわけではないことが看取される。これら各項の前後次第には明らかに有機的な連関が存し、夜参が朝参より重要視されていることは一目瞭然で、(6)に「朝参ヲ別ニ細密ナルコトハナキ程ニ、注解スルニ不レ及」とあることから判断するなら、夜参が子細な室内参禅の点検であろうことが予想される。そして、(1)から(9)までの各項は、(4)や(9)のように、朝参・夜参

いずれにも用いられる例や、(5)のように、朝参には用いない例外もあるが、殆んどが朝参で用いる機関の語であることが知られる。また、(10)からは「可レ秘々々」の語が頻出し、(18)には、「朝参ニ用ヒヌ如レ此通処ノアツカイ、是レ最親切也、可レ秘々々」とあるように、朝参では用いない旨が明記されており、(19)には、「此レ夜参ノ秘術也、可レ秘々々」とあるように、夜参が秘密裡の室内参禅であることが確認できる例もある。このことは同時に、「可レ秘々々」の記述がある各項も、夜参で用いられる出句であろうことが推測される。さらに、(7)に、「是ハ回互ノ幾也、可レ秘々々、方来ノ客ヲノ、謂ル将ニキカシムルコトナカレ」とあるように、他門、他派に対しても秘すべきことが意識されている。

すでに見たように、『禅苑清規』では、近隣の尊宿の来訪にちなんで、晩参および翌日の陞堂がなされるのであったが、方来の客に聞かせてはならないという文面は、逆に他門の師が参加することもあったことを示している。しかし、この方来の客に聞かせてはならないとされる参も、「可レ秘々々」とされるので、夜参であったことが知られ、従って、方来の客は朝参には参加できるが、夜参に参加することはできなかつたものと見てよい。ただし、冒頭の文では、夜参は密語であり陰法であり「不回互ノ幾(機)アルベシ」とされ、朝参は顯法であり陽法であり「回互ノ幾(機)可レ有」とされる

のに対し、ここでは「是ハ回互ノ幾也」とされるのは矛盾するかにみられるが、回互不回互の用例は他にも混乱が見られるので、「可_レ秘々」の語によって、この項は夜参と見なしてよいであろう。いずれにしても、『宗門之一大事因縁』で言う朝参は、ある程度公開された参禅であり、夜参は、秘密裡の室内参禅であった。

通常、門参といえ、秘密裡に伝授相承された参禅の要訣を記したものである。しかし、この『宗門之一大事因縁』の内容は、秘伝すべきものも勿論含まれるが、朝参のように、他門の学人にも公開し得る参という性格も併せ持つものであり、純粹に秘密伝授を立てまえとする門参が成立する以前の、あるいはその成立過程を物語る資料として位置付けることが可能ではなからうか。

『宗門之一大事因縁』には、前記の参の外に、「快庵一派顯聖寺之出句如是也」として、詳細な出句の目録を載せている。越後顯聖寺は、華叟正尊(一四二一—一四八一)の法嗣快庵妙慶(一四二二—一四八九)の開創で、下野大中寺より早い時期に開創された、越後における華叟派の重要な寺院であるが、ここにも、無極慧徹—月江正文—華叟正尊と伝承された『宗門之一大事因縁』が伝えられ、さらに快庵派においてもこれについて独自の参禅がなされたものであろう。中岩文の慶長十二年に『宗門之一大事因縁』を書写した際、この快

庵派の参も入手し、一緒に写して一本に編集したものと見られる。

五

以上、竜泰寺に所蔵される『宗門之一大事因縁』について、その伝承と、内容の一端についてふれた。特に冒頭にある朝参・夜参の由来が事実とすれば、曹洞宗で最も多く門参が伝承されている通幻派の門参成立の解明に、貴重な示唆を与えてくれるであろうことは疑いない。曹洞宗における門参の成立過程について、筆者はさらに、各種禅籍の提唱の記録である聞き書き抄に附された代語などが、別出されて、門参として伝承されるに至る過程を別に考えているが、これ⁽¹⁴⁾が夜参における参禅と、果して関係が見出せるかどうかは今後の課題としておきたい。

また、竜泰寺には、やはり中岩文の慶長十二年に編集書写した『門徒秘参』という華叟派の門参資料があるが、これと『宗門之一大事因縁』との関係については次回を期したい。

注

(1) 拙稿「美濃国竜泰寺所蔵の門参資料について(上)」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』三十七号、昭和五十四年三月)。

(2) たとえば、「洞山無情説法ヲ、学吐久ト坐メ、良久メ、眠テ

ハヲカチノト両三度ナラス、師云、其レモヨワイソ、学タ、ミ打チ手ヲ打ツナリ、徳翁参人」(7オ)とある。

(3) 金田弘「洞門抄物類書目解題・続稿」(『国学院雑誌』七十八卷十一号、昭和五十二年十一月)にも解題が掲載されている。

(4) 伝法の次第と伽藍法の次第が一致しなければならぬという主張のもとに、世代の改変がなされた事例として、永平寺の、道元―懐奘―義介―義演―義雲という歴任次第が、寂円派の要請によって、義介・義演を前住位として扱ひ、開山道元―二世懐奘―三世寂円―四世義雲と改められた事実がある。拙稿「宝慶由緒記」の史料的价值」(『印度学仏教学研究』二十五卷一号、昭和五十一年十二月)、「寂円派研究序説」(『日本仏教史学』十二号、昭和五十二年八月)、「曹洞宗寂円派の歴史的性格」(『禅宗の諸問題』、雄山閣、昭和五十四年十二月)等参照。

(5) 注(2)参照。

(6) たとえば『広録』卷八には、「大道本無ニ名字、認得這箇道理、強名ニ大道。諸仏衆祖競レ頭出来、木人鉄牛次レ躡昇降。然而未レ彰其蹤跡于前ニ也。蓋是不レ離ニ当処、常湛然。覓即須レ知、不レ可レ見故也。(中略)爰東海道遠江巖室寺住、僧円智上人、三廻觀面、咨ニ参仏祖大道。而山僧、養道為レ懷未レ得ニ乱道。這一段公案、三十年後必可ニ決択畢。不レ見乎、香嚴智閑禪師、初参ニ大瀧山靈祐禪師。瀧云、此非レ無説、若有レ説者、恐壞ニ爾道。智閑後時因ニ竹撃声ニ悟道、遙向ニ大瀧山拈香設礼云、我大師大瀧山大禪師、昔若有レ説者、我豈有ニ今日事ニ乎。(中略)智禅人、請此掛ニ額上二月久日深、於ニ仏祖道中ニ雪上加霜。若不レ住ニ此工夫辺、又是錦面添ニ華。」(『道元禪師全集』下卷、一五二―一五三頁)とある。拙稿「『秘密正法眼蔵』再考」(『宗学研

究』二十一号、昭和五十四年三月)、鏡島元隆「道元の思想」(講座道元I『道元の生涯と思想』昭和五十四年十一月、春秋社)参照。

(7) 注(6)鏡島論文。

(8) 拙稿「『秘密正法眼蔵』について」(『宗学研究』二十号、昭和五十三年三月)、及び前掲「『秘密正法眼蔵』再考」参照。

(9) 拙稿「肥前円応寺所蔵の『山雲海月図』について」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』十一号、昭和五十四年八月)参照。

(10) 肥前(佐賀県武雄市)円応寺所蔵の『山雲海月図』(大庵和尚下語)、大阪陽松庵所蔵の『天童小参鈔』等に、宏智の「一段光明亘古今、有無照破脱情塵、当頭触著弥天罪、退步承当特地彰、紫極宮中鳥抱卵、銀河波底免推輪、是須妙手携来用、百億分身処処真」という、「天童小参録」の中の頌に対する、明峰素哲・峨山韶碩両師の下語が収録されている。

(11) 金田弘「洞門抄物と国語研究」(昭和五十一年十一月、桜風社)曹洞宗関係カナ抄物類別一覽表参照。

(12) 『永平寺三十四話本参』は、福井県永平寺、及び京都府胡麻町竜沢寺等に所蔵されている。

(13) 駒沢大学図書館所蔵。

(14) 拙稿「肥前円応寺所蔵の『大庵和尚下語』について」(『宗学研究』二十二号、昭和五十五年三月)参照。